

橋本市教育委員会

## 橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針

～ 子どもたちの自己実現をかなえる教育環境を目指して ～

## 1. はじめに

橋本市教育委員会は基本方針「人づくりはまち全体で行う」のもと、「橋本市に誇りを持ち、これからの橋本市を担う、活気と責任、自覚ある人づくり」を基本目標として取り組んでいます。学校教育では保育園・幼稚園・小学校の連携（幼児期から児童期への発達を見通したカリキュラムづくり等）と小中一貫教育（確かな学力、豊かな心、健康・体力を育成するために、小中9年間を見通し、ふさわしい時期に、ふさわしい内容を、ふさわしい方法で、子どもが学ぶ環境整備とカリキュラムづくり）を重点目標として取り組んでいます。

平成21年8月、橋本市教育委員会は有識者、市議会議員、地域住民代表、保護者代表、学校関係者から構成される「橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会」に対し、少子化の状況を踏まえ次代を担う子どもたちに、よりよい教育環境を整備するため、市立小中学校における適正規模・適正配置のあり方について諮問し、平成22年2月17日、当委員会から「橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会提言」と題した答申を受けました。

橋本市教育委員会は、その答申の趣旨を尊重しつつ、現状と課題を見極め、子どもの最善の利益、安心安全に学べる環境の視点に立ち、平成23年7月に基本方針(素案)を提示しました。その後、市報やホームページなどにより公表に努め、パブリックコメントの募集、対象地域や保護者への説明会などをおしてご意見を頂いてまいりました。これまで頂いた貴重な意見も踏まえ、この度、この基本方針を策定しました。今後、実施計画を策定し、具体的に進めます。

## 2. 現状と課題

### (1) 少子化と児童生徒の減少

現在出生した子ども数から平成29年度までの小学校児童数、平成35年度までの中学校生徒数の状況を推定すると、東部住宅開発地域を除けばいずれも減少傾向にあります。

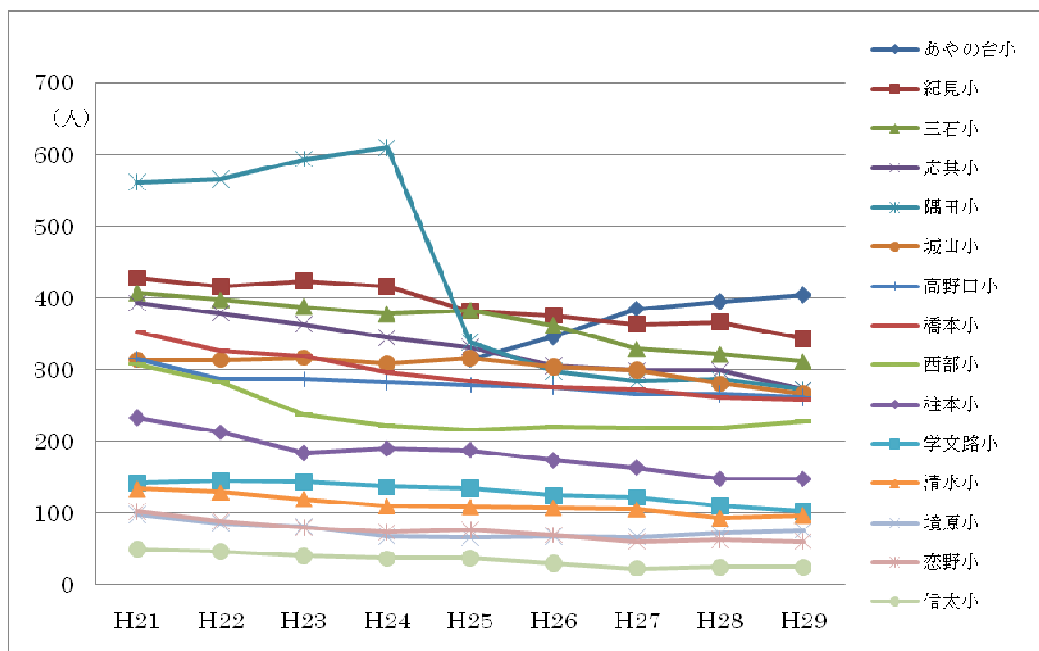


図1 小学校児童数推移

※ 平成25年度に偶田小学校が偶田小学校とあやの台小学校へ分離

表1 小学校別学級数・児童数の推移

	平成26年5月		平成29年5月	
	学級数	児童数	学級数	児童数
紀見小学校	12 (13)	383	12 (12)	343
柱本小学校	6 (6)	174	6 (7)	147
境原小学校	5 (5)	59	6 (6)	75
橋本小学校	12 (12)	283	10 (11)	258
学文路小学校	6 (6)	120	6 (6)	102
清水小学校	6 (6)	111	6 (6)	96
隅田小学校	11 (12)	309	11 (12)	271
あやの台小学校	10 (11)	285	13 (13)	403
恋野小学校	6 (6)	65	6 (6)	60
西部小学校	8 (8)	220	8 (8)	228
城山小学校	12 (13)	323	10 (10)	266
三石小学校	12 (12)	353	12 (12)	311
高野口小学校	9 (11)	255	11 (12)	261
信太小学校	3 (3)	21	3 (3)	24
応其小学校	12 (12)	327	11 (11)	272
合計	130 (136)	3,288	131 (135)	3,117

※ 学級数は普通学級のみ、( ) は和歌山県の平成26年度少人数学級編制を適用した場合

※ 平成29年5月は住民基本台帳に登録されている対象者からの推定

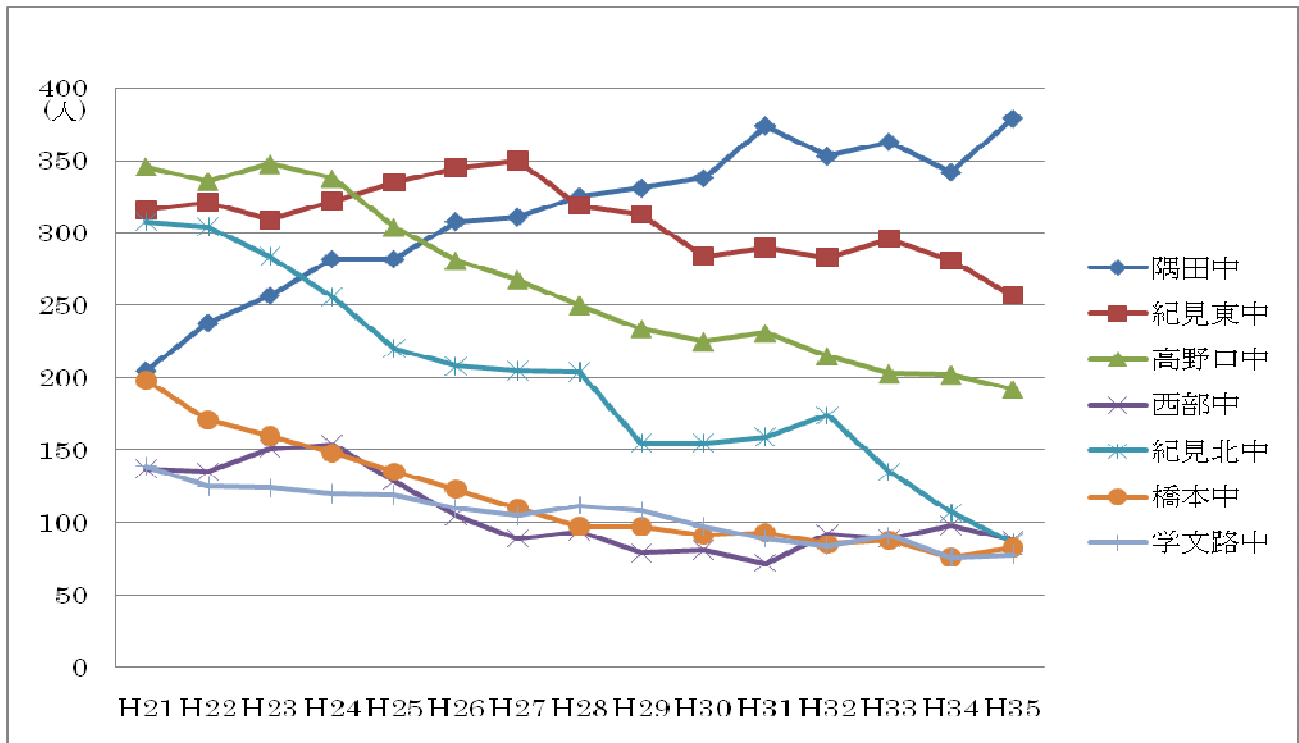


図2 中学校生徒数推移

表2 中学校別学級数・生徒数の推移

	平成26年5月		平成29年5月		平成35年5月	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
西部中学校	4(4)	107	3(3)	79	3(3)	88
橋本中学校	6(7)	154	3(4)	97	3(3)	83
学文路中学校	4(4)	109	4(4)	108	3(3)	78
隅田中学校	8(9)	261	10(10)	331	10(13)	379
紀見東中学校	9(11)	321	9(10)	313	8(9)	257
紀見北中学校	7(8)	239	5(5)	155	3(3)	86
高野口中学校	9(9)	272	7(8)	234	6(7)	192
合計	47(52)	1,463	41(44)	1,317	36(41)	1,163

※ 学級数は普通学級のみ、( ) は和歌山県の平成26年度少人数学級編制を適用した場合

※ 平成29年5月、平成35年5月は住民基本台帳に登録されている対象者からの推定

※ 小学校から中学校への進学の際に、過去6年間(H17～22)の県立、私立への進学人数の平均値を差し引いて推定

児童生徒数は、大規模住宅開発の影響から、開発が始まった昭和50年代後半から伸びを示し、小学校は平成7年度の5,763人、中学校は平成10年度の2,896人でピークに達しました。その後は減少に転じ、平成23年5月1日現在で、小学校はピーク時の約62% (3,568人)、中学校はピーク時の約56% (1,633人) にまで減少しています。

今後の推定では、小学校は平成23年度3,568名が平成29年度3,100名程度となり、450名程度減少します。また、中学校は平成23年度1,633名が平成35年度1,200名弱となり470名程度減少(平成23年度を基準とすると小学校の平成29年度は87.4%、中学校の平成35年度は71.2%)し、更に、学校小規模化の傾向にあります。

## (2) 学校小規模化が及ぼす影響

### ① 児童生徒の学習面・生活面

豊かな感性やたくましく生きる力を育むためには、一定規模の集団の中で、お互いが切磋琢磨し、豊かな人間性を築いていくことが不可欠です。しかし、少子化等の要因により学校の規模が小さくなっている現状では、個に応じたきめ細かな指導や教育活動ができる反面、集団による学習活動の展開で難しい面もでてきます。また、児童生徒間および児童生徒と教師とのできるだけ多様な人間関係を保障できなくなり、社会性、集団性を養う場面の減少が懸念されます。学年1クラスになると新たな人間関係を築く機会としてのクラス替えもできなくなります。

### ② 部活動

部活動は正規の教育課程には含まれませんが、学校の重要な教育的機能の一つです。生徒数の減少に伴い教員数が減少することから、部活動の運営が難しくなっています。一定程度の生徒数・学級数、教職員数がないと、運営困難となるだけでなく、部活動の分野もきわめて限定されることになります。

### ③ 教職員

一定以上の教職員数を確保することは、多様な能力や専門性を持った教職員の存在により、議論を活発にし、多様な取組を可能にし、共同研修を盛んにし、さらに、校務分掌上も教職員の専門性を生かせるなど、全体として、学校の教育力を高める効果が期待できます。しかしながら、教員数の減少は、教育力向上に向けた学校のさらなる努力が必要となるなど、運営が困難になる可能性がでてきます。

また、中学校では学級数の総数が4クラスになると、現法内では教頭を含む教員の配置は8名となり、9教科の教員確保が困難になるなど、学級数減に伴い免許状を有していない教科を担当する（免許外教科担当）教員が出てきます。

## 3. 小学校

### (1) 適正規模（提言より）

- ・ 学年 2～3 学級編制 学校全体では 12～18 学級が望ましい
- ・ 1 学級の児童数は 20～25 名が望ましい <sup>i)</sup>

### (2) 適正配置基本方針

#### ① 既存の学校は存続させます。

当該地域の子どもたちが短い通学距離・時間で通えること、地域の文化・交流の拠点としての役割を持つことを重視し、現小学校は存続させます。

ただし、地域住民の交流・文化の拠点としての役割を果たし、かつきわめて良好な教育環境を有しながら、今後も児童数の減少が続く、従来の通学区設定のままではあまりにも児童数が少なくなり、教育環境としても問題が大きすぎると判断する場合には、小規模特認校制度（市内全域からの通学可能）の導入や統廃合を検討します。

#### ② 長期的には児童数、校舎の老朽化を視野に入れ、統廃合も考えます。

### (3) 適正配置基本計画（改善策）

#### ① 過小規模校への対応

今後、10名未満の学年が出てくる学校は境原小、恋野小、信太小の3校であり、特に信太小については平成27年度から全学年複式学級になる見通しです。

また、境原小、学文路小、清水小、恋野小の4校は全学年1クラスで、今後も同じ状態が継続します。

これらの学校については、当該教職員や保護者、地域住民と教育委員会とが共同して実態把握を行い、改善の必要性の有無を慎重に検討・協議し、その結果、必要性があるなら改善方法を検討します。

#### ② 多人数学級改善に向けての取組

国は35人学級実現の方向で進めています。その状況を見つつ、多人数学級については、市費非常勤講師を配置することにより、生活習慣、学習習慣の定着を図ることを支援し、きめ細かな指導を行うよう

<sup>i)</sup> 学級定数は国の基準では40名以下（小学生1,2年生は35名以下）。和歌山県の場合は、県の基準により、小学校は1,2年生を除き38名以下（学年3学級以上は35名以下）で学級編制しています。

にすすめます。

## 4. 中学校

### (1) 適正規模（提言より）

- ・ 学年 3～4 学級編制 学校全体では 9～12 学級が望ましい
- ・ 1 学級の生徒数は 25～30 名が望ましい ii)

### (2) 適正配置基本方針

クラス替えができない学校については、校区の見直し<sup>iii)</sup>、統廃合等を進めます。

少子化とともに県立中学校や私立中学校への市内進学者は、毎年 133 名（過去 6 年間平均）に上っています。このことから中学校の生徒数の減少は小学校に比べ顕著であり、課題も大きくなります。

社会の中で多くの人々と交わりながら生きていく市民を育てる観点に立てば、基本的には、小学校から中学校と年齢・発達段階が進むにつれて、児童生徒数や学級数が漸増していくことが望ましいと考えます。また、生徒間および生徒と教師とのできるだけ多様な人間関係を保障するためにも、クラス替えが可能な複数の学級が存在することが望ましいと考えます。

### (3) 適正配置基本計画（改善策）

① 平成 28 年頃から西部中学校、橋本中学校、学文路中学校の生徒数が 100 名前後となり、クラス替えのできない規模となります。この 3 校については、この状況をみながら、関係者と協議を行い、橋本中学校へ統合を進めます。

また、以下の表 3 のとおり、20 名程度の学年もでき、部活動の不成立などの問題も発生します。

表 3 3 校の入学生徒数の推移 平成 28 年度～平成 35 年度

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
西部中学校	34	17	30	25	37	27	34	27
橋本中学校	29	32	30	31	24	33	19	31
学文路中学校	48	29	20	40	24	27	25	26

※ 住民基本台帳に登録されている対象者からの推定

※ 小学校第 6 学年児童数から過去 6 年間(H17～22)の県立・私立中学校への進学人数の平均値を差し引いて推定

② 長期的には 4 校が望ましいと考えます。

紀見北中学校は、今後急激に生徒数減少の傾向にあります。平成 34 年度には 100 名程度の学校（クラス替えのできない規模）になると予想しています。統合する場合は、紀見東中学校が相手校となりますが、10 年後で不確定要素も多いので、5 年後に検討します。

市内全体で減少傾向が続くならば、適正な規模の確保と通学距離を考えると、橋本市内に 4 校（市内の北部地域・東部地域・中部地域・西部地域に各 1 校）が望ましいと考えます。

ii) 学級定数は国の基準では 40 名以下。和歌山県の場合は、県の基準により、中学校は 35 名以下で学級編制しています。

iii) 校区の見直しを行う場合には、該当する小学校の校区も併せて見直しを行います。

## 5. 適正規模・適正配置をすすめる上で配慮すべき事項

小学校、中学校は、古くから地域の文化・交流の拠点としての役割を果たしてきました。学年単学級の学校は、保護者のみでなく地域の人たちに支えられて、いわゆる適正規模といわれる学校に劣らない教育力を維持してきたと言えます。

しかし、今後、統廃合が進行する場合には、従来の地域ではない、より広い地域づくりが大きな課題となってきます。

その際には、自然発生的な取組にのみ依拠するのではなく、学校運営協議会<sup>iv</sup>の設置（地域運営学校<sup>v</sup>、コミュニティスクール）も含めた開かれた学校づくりや、新たな中学校区での小中一貫教育（中学校を核としながら中学校・小学校間および中学校区内各小学校間の連携・交流）を進める取組が必要です。

言うまでもなく、橋本市立小中学校は、橋本市民の学校であり「市民立」の学校です。統廃合により「適正規模」の学校を作ることは、得るものも大きい一方では営々として築いてきた貴重な教育環境・財産を失うことにもなりかねません。

法制度的・財政的制約の中にあっても、総合的に考えて、子どもたちの成長・発達にとって望ましい教育環境をどのように整備すればよいのか、「橋本市立小学校・中学校で学んでよかった、橋本市で育てよかった」と誇りに思える学校を創っていきたくと考えます。

(1) 学校の統廃合・再編成は、保護者・地域住民・教職員・教育委員会など関係者・関係機関の合意形成のもとで進めることが肝要であることは言うまでもありません。そのために今後は、教育委員会において地域ごとの具体的な実施計画を策定し、対象地域では統廃準備会（保護者、地域住民代表、学校、教育委員会等の代表者で組織）を設置し、課題に対する対応等について協議しながら進めてまいります。さらに言えば、学習の主体者である子ども（児童生徒）の意見をその発達段階に応じて可能な範囲で聞き取り、計画立案にあたって反映させることが重要であると考えます。

### (2) 校区の見直し・通学距離

時代とともに道路網整備、旧橋本市・旧高野口町の合併等の変化がある中、生徒の通学において負担の少ない選択肢がないか検討します。その際、現状の通学距離を基本とし、区・自治会単位での校区変更が可能か協議を進めます。児童生徒への新たな負担がないように、また、少しでも負担を軽減できるように配慮します。

通学距離（時間）については、以下を基準として校区等の見直しを図ります。

- ① 小学生はおおむね3 km 程度または徒歩で45分程度を超える場合。
- ② 中学生はおおむね5 km 程度または徒歩で60分程度を超える場合。
- ③ 統廃合で通学条件が上記基準より悪化する場合には、バス通学等の改善策を検討します。
- ④ 通学地域の「特別地域<sup>vi</sup>」の部分的見直しも視野に入れ、通学の便、通学距離で改善できる余地がないか検討します。

<sup>iv</sup>学校ごとに、当該学校の運営に関して協議するためにおかれる機関のこと。

<sup>v</sup>学校運営協議会が設置され、地域住民に積極的にかかわってもらって運営の一部を任せる形態の学校のこと。コミュニティ・スクールともいいます。

<sup>vi</sup> 就学指定校は通常1校であるが、地理的条件等の理由により複数校への就学を可とする地域を特別地域とし、市町村教育委員会が指定する。